

牛群の感染状況のまとめ

国名	フランス	オランダ	
国内安定性	飼料給与	1990年: ほ乳動物由来たん白質を牛用飼料に使用禁止。 1994年: ほ乳動物由来たん白質の使用禁止措置を反すう動物用飼料に拡大。 1996年: SRM、死亡牛、と畜検査で確認された患者が飼料中に混入しないようにする。 2000年: すべての動物由来たん白質のすべての家畜飼料への使用を禁止。	1989年: 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止。 1994年: ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止。 1997年: SRMのすべての飼料への利用禁止。 2000年: 動物性たん白質のすべての家畜飼料への給与禁止。
	SRMの利用実態	SRM: 12月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む)及びせき髄、30月齢超のせき柱(尾椎・頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む)、全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸管膜 1996年: 全てのSRMを専用レンダリング施設において処理した後に焼却、食品・飼料への混入防止。せき柱以外のSRMは、と畜場において専用の器具を用いて除去され、専用のコンテナに廃棄。せき柱は食肉処理施設で除去。	SRM: 12月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む)及びせき髄、30月齢超のせき柱(尾椎・頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む)全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸管膜 全てのSRMは除去され、レンダリング施設で処理された後、焼却処分される。
	レンダリングの条件	1991年: 高リスク物質について、焼却処分を義務化。 1993年: 高リスク物質について、50mm未満に粉碎した上で133°C、20分、3気圧の処理を義務化。 1996年: 欧州委員会決定1996/449/ECに基づき、すべての牛由来廃棄物について50mm未満に粉碎した上で133°C、20分、3気圧の処理を義務化。 農場及び食用としてと畜していないすべての動物の死体、SRM等を高リスク物質として規定し、焼却を義務化。 1998年: 飼料用肉骨粉の製造に使用されるすべてのほ乳動物由来廃棄物に対し、50mm未満に粉碎した上で133°C、20分、3気圧の処理を義務化。	1998年まで すべてのレンダリング施設でバッチ処理。 1989年 一部の事業者がバッチ式から連続式から連続式のレンダリングに変更。 1995年: 反すう動物由来廃棄物の処理に関する高度な加工基準を導入。 1996年: すべてのレンダリング施設がバッチ式、133°C、20分、3気圧で実施。 1997年4月: 肉骨粉の製造に使用されるほ乳動物由来廃棄物に加圧滅菌(133°C、20分、3気圧)を義務化。 1997年8月 すべての動物副産物に133°C、20分、3気圧、粒子サイズ50mmでのレンダリング処理を義務化。
	交差汚染防止対策	反すう動物への給餌が禁止されている魚粉、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、血液製品を使用して反すう動物用飼料を製造する施設について、反すう動物用飼料への交差汚染を防止するために、施設又は製造ラインの分離が義務づけられている。 2008年: 動物由来物質を含む飼料を製造するのは20施設、うち18施設が非反すう動物用飼料を製造、2施設では非反すう及び反すう動物用飼料を製造するが、交差汚染防止のため、製造ラインは物理的に分離されている。	1993年: 肉骨粉の配合割合が6%を超える飼料を製造した後に、同じミキサーで反すう動物用飼料を製造することを禁止。 反すう動物用飼料の製造施設に英国、アイルランド及びスイス産の肉骨粉が存在することを禁止。 1999年: 反すう動物用飼料の製造ラインと非反すう動物用飼料の製造ラインを完全に分離。 2011年: 許可された動物性たん白質を含む反すう動物飼料を製造する施設は4施設、いずれも製造ラインは分離されている。
サーベイランス	24月齢超の臨床症状牛、死亡牛、緊急と畜牛を検査。 2011年7月: 健康と畜牛の検査対象月齢を48月齢超から72月齢超に引き上げ。 OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。	48月齢超(2008年12月までは24月齢超)の臨床症状牛、農場死亡牛及び緊急と殺牛を検査。 2011年7月: 健康と畜牛の検査対象月齢を48月齢超から72月齢超に引き上げ。 OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。	